

京都市告示第 224 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しましたので、同条第 4 項の規定に基づき告示します。

平成 28 年 7 月 6 日

京都市長 門川 大作

道路の種類	路線名	区間	指定の部分・延長
一般市道	先斗町通	中京区石屋町 1 2 3 番地 地先から 中京区柏屋町 1 7 1 番地の 4 地先まで	上下線・490 m

(建設局土木管理部道路河川管理課)